

## 個人情報の取扱いに関する同意条項

本同意条項は、おきぎんVISAカード保証委託約款（以下「保証約款」という。）の一部を構成します。

### 第1条（保証会社における個人情報の収集、保有、利用等）

会員等は、三井住友カード株式会社（以下「保証会社」という。）が、保証約款に基づく保証会社における保証申込の受付、資格確認、保証審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人情報情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために下記①と②の個人情報を保証会社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意するものとします。なお、保証債権の継続的な管理には、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。

- (1) 保証依頼時に会員等がおきぎんVISAカード保証依頼書（兼保証委託契約書）に記入し、もしくは会員等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、勤務先等の情報（以下総称して「氏名等」という。）、保証約款に基づき届出られた情報および電話等での問合せ等により保証会社を知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という。）
- (2) 官報や電話帳等の公開情報

### 第2条（個人情報情報機関への登録・利用）

1. カードの本会員および本会員の予定者（以下総称して「本会員等」という。）は、保証会社が保証約款に係る取引上の判断にあたり、保証会社が加盟する下記の個人情報情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟個人情報機関」という。）および加盟個人情報機関と提携する下記の個人情報情報機関（以下「提携個人情報機関」という。）に照会し、本会員等の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む）を本会員等の支払能力に関する調査の目的に限り、利用することに同意するものとします。
2. 本会員等は、(1)加盟個人情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴含む）が当該機関に下表の「登録期間」に定める期間登録されること、並びに、(2)登録された情報が加盟個人情報機関および提携個人情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意するものとします。

3. 本会員等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関および提携信用情報機関並びにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意するものとします。

### 【登録される情報とその期間】

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報 ※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本約款に係る申込みをした事実	保証会社が照会した日から6ヵ月間
③本約款に係る客観的な取引事実 ※2	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間
⑤債権譲渡の事実に係る情報	株式会社日本信用情報機構への登録：譲渡日から1年以内

※1 申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。

※2 上記「本約款に係る客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む）となります。

### 【加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号】

○名 称：株式会社シー・アイ・シー  
 （割賦販売法に基づく指定信用情報機関）  
 所 在 地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7  
 新宿ファーストウエスト  
 電話番号：0120-810-414  
 ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp>

○名 称：株式会社日本信用情報機構  
 所 在 地：〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1  
 電話番号：0570-055-955  
 ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp>

※株式会社沖縄銀行（以下「当行」という。）もしくは保証会社が契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

### 【提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号】

○名 称：全国銀行個人信用情報センター

所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号：03-3214-5020

ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

(建物建替えのため、平成32年度まで東京都千代田区丸の内2-5-1に仮移転しております。仮移転先から戻る期日については、決定次第、同センターのホームページに掲載されます。)

※株式会社シー・アイ・シー、株式会社日本信用情報機構並びに上記提携信用情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク（CRIN）を構築しています。

※上記各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関にて行います（当行および保証会社では行いません）。

### 第3条（個人情報の第三者からの提供）

#### 1. 当行から保証会社に提供される個人情報

(1) 会員等は、会員等に関する下記①から⑦の個人情報を、保証会社における保証申込の受付、資格確認、保証審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、当行が保護措置を講じた上で保証会社に提供することに同意するものとします。なお、保証債権の継続的管理には、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。

- ① 会員等のカードの利用に関する申込日、契約日、利用店名、商品名、契約額、支払回数等の利用状況および契約内容に関する情報（以下「契約情報」という。）
  - ② 会員のカード利用残高、支払い状況等、会員規定に基づき発生した客観的取引事実に基づく信用情報
  - ③ 会員等からの電話等で問合せ等により当行が知り得た情報
  - ④ 会員等の当行における預金・投資信託・ローン等の内訳およびその残高情報・返済状況等の取引情報
  - ⑤ 会員等の当行における本人確認情報および与信評価情報
  - ⑥ 会員等の当行における延滞情報を含む返済に関する情報、交渉経緯等の取引および交渉履歴情報
  - ⑦ その他当行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報
- (2) 会員等は、第3条1項(1)にある代位弁済前の個人情報を、代位弁済後においても同様、当行が保証会社に提供することに同意するものとします。

### 第4条（個人情報の第三者への提供）

#### 1. 保証会社から当行に提供される個人情報

会員等は、会員等に関する下記(1)～(3)の個人情報を、当行におい

る保証審査結果の確認、保証取引の状況の確認、代位弁済の完了の確認のほか、カード入会申込および他の与信取引等継続的な取引に関する判断およびそれらの管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種提案、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、保証会社より当行に提供されることに同意するものとします。

- (1) 保証会社での保証審査の結果に関する情報
- (2) 保証会社における保証債権の管理に関する与信評価情報
- (3) 当行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報

## 2. 保証会社から債権回収委託、譲渡、証券化等に伴い第三者に提供される個人情報

保証履行に伴う求償債権は、債権回収の委託あるいは債権譲渡ならびに証券化等の形式で、他の事業者に内容の開示または移転がなされることがあります。会員等は、その際会員等の個人情報が当該債権の回収委託あるいは債権譲渡ならびに証券化等のために必要な範囲で、金融機関、債権管理回収会社、その他金融業務・債権回収業務を営むもの、または特定目的会社等に提供され、債権管理や回収等の目的のために利用されることに同意するものとします。

## 第5条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員等は、保証会社、信用情報機関に対して個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。
  - (1) 保証会社に開示を求める場合には、第9条記載の窓口にご連絡するものとします。保証会社は開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細を回答するものとします。また、開示請求手続は、保証会社所定の方法（インターネットの保証会社ホームページへの常時掲載）でもお知らせします。
  - (2) 個人信用情報機関に開示を求める場合には、第2条記載の連絡先へ連絡するものとします。
2. 開示請求により万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。

## 第6条（会員契約が不成立の場合）

保証契約が不成立の場合であっても会員等が保証を依頼した事実は、第2条に基づき当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはないものとします。

## 第7条（保証約款等に不同意の場合）

保証会社は、会員等が保証委託に必要な記載事項の記載を希望しない場合および保証約款の内容の全部または一部を承認できない

場合、保証をお断りする場合があります。

## 第8条（本同意条項の変更）

本同意事項は法令に定める手続きにより必要な範囲内で変更できるものとします。

## 第9条（個人情報に関する問合せ先）

第5条に定める個人情報の開示・訂正・削除等については、下記に窓口にて受付られます。

### <保証会社の問合せ窓口>

三井住友カード株式会社 〒105-8011 東京都港区海岸1-2-20  
電話番号：03-5470-7622  
〒541-8537 大阪市中央区今橋4-5-15  
電話番号：06-6223-2966  
ホームページアドレス：<http://www.smbc-card.com>

### 【反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意】

私（本会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。））は、次の1に規定する暴力団員等もしくは1の各号のいずれかに該当し、もしくは2の各号のいずれかに該当する行為をし、または1に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止され、または通知によりこのカード取引が解約されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でもいっさい私の責任といたします。

1. 貴行との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の(1)から(2)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
  - (1) 自己、自社もしくは第三者に不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (2) 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
2. 自らまたは第三者を利用して次の(1)から(5)までのいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または、貴行の業務を妨害する行為
  - (5) その他前記(1)から(4)に準ずる行為